

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約

第1条 (趣旨)
愛媛県(以下「県」という。)では、企画段階から多様な主体の参画と自由なアイデアを求めながら、食・観光・農林漁業の分野に関する地域課題の解決を図るため、新しいビジネスや地域活動及びこれらを支える政策を創り上げる官民共創の場として「えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

第2条 (構成)
プラットフォームは、前条に規定する趣旨に賛同の上、第5条の規定により加入した企業、団体又は個人(以下「参加者」という。)で構成する。
2 県は、プラットフォームの活動状況及び参加者の希望を踏まえて、適宜、検討テーマを決定した上で、新しいビジネスや地域活動及びこれらを支える政策を創り出すために具体的な検討作業を行うチーム(以下「アクションラボ」という。)を設置することができる。

(プラットフォームにおける活動)
プラットフォームにおいては、第1条の趣旨を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。
第3条 (1)参加者の情報共有及び連携強化並びに学習に関する活動
(2)新たな政策やビジネス等の創出に関する活動
(3)情報発信その他必要な活動
2 プラットフォームにおける活動に際し留意すべき事項は、次のとおりとする。
(1)県は、参加者が集まりやすい魅力的な企画づくりや勉強会、ワークショップ等の開催を通じて、開放的・協調的なカルチャー醸成に努めるものとする。
(2)参加者は、それぞれの役割を相互に理解した上で、他の参加者を尊重し、対等の立場で積極的な議論を行うとともに、意欲的に交流することにより、主体性を発揮して、協調性の高い場づくりに努めるものとする。
(3)参加者は、広く情報共有を図り、活動の透明性を確保するため、県が、適宜、活動状況等を公表することについて承諾するものとする。

(アクションラボにおける活動)
第4条 県は、第2条第2項の規定によりアクションラボを設置するに当たっては、同項の検討テーマごとにアクションラボにおける活動に必要な規程(以下「設置規程」という。)を定めるものとする。
2 前項の規定にかかわらず、参加者有志が自ら主体的にアクションラボを運営することを前提に、その設置を希望するときは、県が必要性等を検討の上、設置の可否を決定するものとする。この場合において、参加者有志は設置規程を定め、実際にアクションラボが設置された際には、県と協議のうえ、運営を担うものとする。
3 県は、前2項の規定に基づき定められた設置規程を参加者に提示し、当該アクションラボへの参画を募るものとする。
4 第1項の規定に基づき設置されたアクションラボの運営は、県が担うものとし、第2項の規定に基づき設置されたアクションラボの運営は、設置規程を定めた参加者有志が県と協議の上担うものとする。
5 前項に掲げるもののほか、アクションラボの詳細については、設置規程において定めるものとする。

(加入)
第5条 プラットフォームへの加入を希望する者は、県が用意する加入表明フォームにより申請しなければならない。
2 参加者は、申請内容に変更があった場合には、速やかに、県に申し出るものとする。
3 加入に際し留意すべき事項は、次のとおりとする。
(1)参加者は、その商号若しくは名称又は氏名について、県が公表することについて承諾するものとする。
(2)参加者が次の各号のいずれかに該当する場合は、県は、当該参加者を除名することができる。
ア 趣旨に反する行為をするなど、プラットフォームの信用を害したとき。
イ 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき。
ウ プラットフォームにおいて政治的活動又は宗教的活動を行ったとき。
エ 第1項の規定による申請内容に虚偽があると判断されたとき。
オ 長期にわたりプラットフォームへの参加がないなど、活動継続の意思がないと判断されるとき。
カ その他プラットフォームの運営に当たり、重大な支障が生じると認められたとき。
4 加入期間は、加入表明時の年度末までの期間とし、特に脱退する意思表示をしない限り、次の年度へ自動更新するものとする。

(脱退)
第6条 参加者が脱退するときは、県に脱退を申し出なければならない。
2 参加者のうち、企業及び団体が解散し、又は営業を停止したときは、脱退したものとして取り扱う。

(会費)
第7条 プラットフォームへの加入費用は、無料とする。
2 プラットフォーム参加に係る諸経費その他の活動に伴う経費が発生する場合は、参加者がこれを負担するものとする。

(秘密の保持)
第8条 県は、プラットフォーム及びアクションラボの運営、県の発行物及びホームページへの掲載以外に、参加者から取得する個人情報を使用してはならない。
2 前項に定めるもののほか、アクションラボにおいて県及び参加者が遵守すべき秘密保持に関する事項は、設置規程で定める。

(事務処理)
第9条 プラットフォームの運営等に関する事務は、愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課において処理する。

(雑則)
第10条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営等に必要な事項は、別に定める。

附 則
この規約は、令和7年4月25日から施行する。

—えひめ版政策エコシステム— えひめ食・観光・農林漁業 プラットフォーム



参加者は随時募集中!
申込みはこちらから▶



えひめ食・観光・農林漁業 プラットフォーム Q & A

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォームを立ち上げる目的は？

愛媛県の強みを発揮しやすい「食・観光・農林漁業」の分野において、多様な関係者（生産業者・加工業者・販売事業者・交通事業者・宿泊業者など）の皆さんが集い、官民共創で愛媛オリジナルのビジネスや地域活動、それらを支える政策を生み出すため、「えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム」を立ち上げました。

えひめ版政策エコシステムとプラットフォームの関係は？

県、市町、民間企業、市民団体、学術機関などの多様な主体が、愛媛の地域課題を的確に捉え、未来の成長に結びつく政策を、企画段階から官民共創で創り上げる仕組みを「えひめ版政策エコシステム」として、その構築にチャレンジしていく考えです。

今回の「えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム」の立ち上げは、これから様々な分野で、えひめ版政策エコシステムを構築していくための「はじめの一歩」という位置づけになります。

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォームでは何ができるの？

プラットフォームにご参加いただくと、①食・観光・農林漁業に関連する新たなビジネスをテーマとする勉強会、研修への参加、②参加者間での情報共有やマッチングの企画への参画、③新たな政策やビジネス等の創出に関する意見交換への参画、④プラットフォームに関する情報発信等に取り組んでいただくことが可能です。

県として、参加者の皆さんが集まっていたきやすい魅力的な企画づくりに努めますので、参加者の皆さんも、積極的な議論、意欲的な交流に、主体性をもって取り組んでいただくと幸いです。

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォームに参加するには、どうすればいいの？

えひめ食・観光・農林漁業プラットフォーム規約（裏面）をご一読いただき、趣旨や活動内容、ルール等にご賛同いただけます場合は、加入表明フォームからエントリーいただきますよう、お願いいたします。



アクションラボとは？

アクションラボは、プラットフォームの活動状況やプラットフォーム参加者の希望等を踏まえて決定する検討テーマに関して、新しいビジネスや地域活動、それらを支える政策を創り出すための具体的な検討作業を行うチームとして設置します。

プラットフォームが「広く議論する共創の場」として運営されるのに対して、アクションラボは、プラットフォーム参加者のうち検討テーマに主体的に関わる意思のある希望者からなる「具体的な議論を深める場」として運営します。

アクションラボに参加するには、どうすればいいの？

アクションラボを立ち上げる際には、県は、検討テーマに応じて、秘密保持や知的財産の保護など、安心して議論を深めることができる場の運営ルールを定めて、プラットフォーム参加者に明示し、参画を募集する予定です。（一定数以上の参加者が主体的に活動テーマを提案できる仕組みもご用意します。）

今後、プラットフォーム参加者のニーズ等を踏まえて、随時、アクションラボのテーマを決定し、参加者の募集を行っていく予定ですので、ご興味、ご関心のあるテーマについて、アクションラボの募集が行われた際には、運営ルール等をご確認のうえ、ご参加をご検討ください。アクションラボを新たに立ち上げる際には、改めて、広くお知らせいたします。

アクションラボでは、具体的にどんな活動ができるの？

アクションラボでは、愛媛オリジナルの新しいビジネスや地域活動、それらを支える政策について、具体的な検討作業を行います。参加者を募集する際には、参加する皆さんの責任、想定される作業日程、秘密保持など遵守すべきルール等について、検討テーマに応じて具体的に提示しますので、その内容をよくご確認のうえ、参加をご判断ください。



詳細は「愛媛県ホームページ」まで！！

お問い合わせ先
愛媛県企画振興部政策企画局総合政策課

TEL : 089-912-2230 FAX : 089-921-2002
Email : sougouseisak@pref.ehime.lg.jp
<https://www.pref.ehime.jp/page/108589.html>

▲HPはこちらから